相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市馬込一四番地一、最後の住所静岡県沼津市馬込一四番地の一

被相続人　亡　杉山　龍男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月五日

静岡県沼津市吉田町二五番二号浜ビル二階

沼津総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邊洋二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県土岐市土岐津町土岐口一二五四番地六、最後の住所岐阜県土岐市土岐津町土岐口一二五四番地の六

被相続人　亡　臼田たづ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月五日

事務所岐阜県多治見市新町一丁目二三番地

多治見市産業文化センター二階D室

相続財産管理人　弁護士　水野　将也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三田市三輪二丁目一〇一番地、最後の住所兵庫県神戸市北区ひよどり北町一丁目一番地C―三〇三号

被相続人　亡　池　和良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月五日

兵庫県神戸市中央区海岸通六番地建隆ビルⅡ三階　神戸パートナーズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西片　和代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県伊予郡松前町大字筒井一一八五番地二、最後の住所北九州市小倉北区三郎丸一丁目1番一五―二〇五号

被相続人　亡　菅原　久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月五日

事務所北九州市小倉北区金田一丁目八番五号北九州法曹ビル二階A室清風法律事務所

相続財産管理人　弁護士　多加喜寛明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡益城町大字宮園五六五番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐々木健司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月五日

事務所熊本市京町二丁目二番四二号三階

山本好郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分市金池町一丁目一番地、最後の住所大分市西大道二丁目一番四四号

被相続人　亡　関　美敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月五日

大分市都町三丁目七番三五号　田辺ビル四〇二

相続財産管理人　木上　雄二

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年十月五日

一、墳墓等所在地　東京都港区北青山三丁目五―一七　善光寺境内墓地、①鴨下家、②田栗房江家（建立）、③合場家、④半田家、⑤長田家、⑥家名不詳、⑦松井家、⑧家名不詳、⑨家名不詳、⑩家名不詳、⑪小峰家、⑫田邊家、⑬家名不詳、⑭杉尾家、⑮加藤家、⑯家名不詳、⑰山本家、⑱加藤家、⑲小林家、⑳野呂家、㉑小倉家、㉒柳家

一、死亡者の本籍及び氏名（本籍不詳含む）①鴨下トミ、鴨下長吉、鴨下勝子、鴨下くら、鴨下弥助、鴨下銀次郎、不詳二名（戒名）、②東京都世田谷区三軒茶屋町一二八番地　田栗真、田栗新一、田栗新二、田栗生、田栗新十郎、田栗ツ祢、不詳一名（戒名）、③東京都世田谷区給田三丁目一〇五二番地　合場仁三郎、東京都世田谷区給田三丁目一〇五二番地　合場艶、東京都大田区糀谷町三丁目七四四番地　合場たま、合場うめ、合場亀松、合場友次郎、不詳二名（戒名）、④東京都渋谷区渋谷一丁目九番地　半田いよう、東京都渋谷区渋谷一丁目九番地　半田三五郎、半田キヨ、半田市郎、半田忠六、⑤鈴木とり、⑥不詳一名（戒名）、⑦松井福松、松井はる、松井ヨシ、松井キク、松井廣次、不詳三名（戒名）、⑧不詳一名、⑨不詳一名、⑩不詳一名、⑪小峰よし、小峰健治、小峰初子、小峰菊之助、⑫東京都墨田区吾嬬町西四丁目一〇三番地　田邊ふで、神奈川県川崎市南小田町一丁目九〇番地　田邊吉之助、田邊丈左エ門、田邊金太郎、田邊留吉、田邊マセ、田邊甚太郎、田邊テイ、田邊キク、田邊クラ、田邊安太郎、田邊志げ、田邊廣、田邊もと子、田邊ゆき子、田邊兼吉、田邊輝雄、不詳一名（戒名）、⑬不詳一名、⑭東京都港区赤坂青山南町四丁目九番地　杉尾キヌ、東京都港区南青山二丁目九番地　杉尾りう、杉尾徳太郎、杉尾由雄、⑮不詳一名（戒名）、⑯不詳一名、⑰山本タケ、山本太郎、山本正直、山本イチ、不詳五名（戒名）、⑱東京都新宿区四谷三丁目一番地二　加藤イネ、東京都新宿区四谷三丁目一番地二　加藤善七郎、加藤新太郎、加藤豊子、加藤誠、加藤新一郎、加藤（名前不詳一名）、不詳一名（戒名）、⑲小林駒太郎、小林千代子、不詳二名（戒名）、⑳東京都新宿区市ヶ谷台町九番地　野呂隆三郎、東京都新宿区市ヶ谷台町九番地九号　野呂あい、不詳三名（戒名）、㉑不詳一名（戒名）、㉒東京都渋谷区仲通二七番地　柳よね、柳岩吉

一、改葬を行おうとする者　東京都港区北青山三丁目五―一七　宗教法人浄土宗　善光寺　代表役員　川名　観恵

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年10月5日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①エバー・グリーン　②宮城県知事(15405　③吉田尚可　④仙台市青葉区広瀬町5―8エバー・グリーン広瀬町1F　⑤1000万円　⑥宮城県知事　⑦仙台市青葉区広瀬町5―8エバー・グリーン広瀬町1F　エバー・グリーン　吉田尚可

①戸田建設株式会社　②国土交通大臣(2)1155　③代表取締役　井上舜三　④東京都中央区京橋一丁目7番1号　廃止した従たる事務所　石川県金沢市片町二丁目2番15号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区京橋一丁目7番1号　戸田建設株式会社　代表取締役　井上舜三

①ルークス・パートナーズ株式会社　②東京都知事(2)86112　③代表取締役　小谷泰史　④東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山トラストタワー15階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山トラストタワー15階　ルークス・パートナーズ株式会社　代表取締役　小谷泰史